

令和8年度矢掛町周遊促進加速化業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和8年度矢掛町周遊促進加速化業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和8年度矢掛町周遊促進加速化業務
- (2) 実施期間 契約締結日から令和9年3月5日まで
- (3) 業務の内容 別紙仕様書のとおり

3 提案上限額

29,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本プロポーザル参加者は、下記に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について、町の要請に応じて速やかに対応ができる体制を整えていること。
- (2) 民事再生法に基づいた再生手続開始の申立、又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立が行われている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- (6) 矢掛町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等ではないこと。

5 業者の選定

- (1) 業者選定にあたっては、別表の「業者選定審査基準表」に基づき提案内容を総合的に審査し、契約が可能である業者を選定する。
- (2) 審査の結果、最上位となった提案者を受託候補者とする。ただし、提案書等の内容を精査した結果、仕様書及び本要領に従っていない等の不備があった場合、次点の提案者を採用するものとする。
- (3) 企画提案者が1者であった場合でも審査を実施することとし、本要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。
- (4) 選定結果については、何人も異議を申し立てることは認めない。
- (5) 契約は、受託候補者として選定した業者と随意契約を締結する。

6 応募書類

- (1) 提出期限：令和8年4月20日（月）
- (2) 提出書類は以下のとおりとする。
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②機密保持誓約書（様式第2号）
 - ③誓約書（様式第3号）
 - ④会社の概要が分かるもの（任意様式）

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限：令和8年4月28日（火）

(2) 提出書類は以下のとおりとする。

①企画提案書（様式第4号）

企画提案書に、以下の内容について記載したものを添付すること。

- ・業務実施体制
- ・運用スケジュール
- ・セキュリティ対策
- ・システムの全体像
- ・システム機能
- ・システム運用・保守・サポート
- ・その他、業務効率化における施策や将来を見据えたロードマップ

②見積書（任意様式）

見積金額は項目別に積算することとし、その内訳も提出すること。

③商業登記簿謄本

④国税完納証明書、都道府県税完納証明書（所在地）、市町村税完納証明書（所在地）

⑤財務諸表

8 スケジュール（予定）

実施内容	期日
公募開始	令和8年4月 1日（水）
質問受付期限	令和8年4月10日（金）
質問書の回答期限	令和8年4月15日（水）
参加申込書の提出期限	令和8年4月20日（月）
企画提案書の提出期限	令和8年4月28日（火）
プレゼンテーションの実施	令和8年5月中旬（予定）
審査結果の通知	令和8年5月下旬（予定）

9 書類提出方法

(1) 提出方法：原則、電子メールで提出すること。

なお、メールの件名は、『令和8年度矢掛町周遊促進加速化業務委託参加申込書【会社名】』とし、メール本文に連絡先（会社名、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を明記すること。

※添付ファイルについては、BOX等ファイル送信サービスの利用も可能。

※電子データの形式は、Microsoft Officeにて確認可能であるファイル形式又はPDF形式によるものとする。

(2) 提出先：矢掛町産業観光課商業観光係

10 条件

(1) 詳細については、別に定める「令和8年度矢掛町周遊促進加速化業務委託に係る仕様書」を確認のこと。

(2) 本委託に係る契約を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、契約を締結しない場合がある。その場合、町はそれに伴って生じる費用の一切を補償しない。

1 1 審査

- (1) 提出された企画提案書の内容について審査を実施の上、評価する。
- (2) 提出された企画提案書等に不備があり、必要な要件及び情報が大幅に不足していると認められる場合は、審査を行わず失格とする。
- (3) 審査結果については、各企画提案者に文書で通知する。

1 2 経費負担

本プロポーザルの参加に係る経費は参加者の負担とし、町はその一切を負担しない。

1 3 提出書類の取り扱い

- (1) 町に提出された一切の電子データを含む書類は返却しない。
- (2) 参加申込書または提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。
- (3) 応募書類は、矢掛町情報公開条例（平成15年矢掛町条例第19号）の規定に基づく開示請求があったときは、開示することにより当該法人又は当該事業を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示請求の対象となる。

1 4 実施要領等に関する質問の受付

- (1) 実施要領等に関する質問は、質問票（様式第5号）に簡潔にまとめ、電子メールにて提出すること。メールの件名は、『令和8年度矢掛町周遊促進加速化業務質問票【会社名】』とすること。
- (2) 質問の受付期限は、令和8年4月10日（金）午後5時までとする。
- (3) 回答は、令和8年4月15日（水）までに、順次回答する。ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てない場合には回答しない場合がある。また、本プロポーザルに関する質問以外には回答しない。

1 5 注意事項

- (1) 本企画提案に際し、町から受領又は閲覧した資料等は、町の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (2) 審査結果に関して一切の質疑、異議、申し立てを受け付けない。
- (3) 提案書に記載された配置予定の担当技術者について、変更しようとする場合は、町と協議の上、技術者を決定するものとする。
- (4) 提案者は審査員に個別に接触してはならない。
- (5) 参加申込提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (6) 次に掲げる事項に該当する者は失格とする。
 - ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ②企画提案書の金額が3の提案上限額を超える場合
 - ③本要領及び仕様書に記載の内容を満たしていない場合
 - ④参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

1 6 本件に係る資料提出場所及び問合せ先

矢掛町産業観光課商業観光係

住所 〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

電話番号 0866-82-1016

メールアドレス shogyokanko@town.yakage.lg.jp

業者選定審査基準表

項番	項目		評価の視点	配点
1	事業者	業務実施体制	本業務の人員体制及び各業務工程における人員配置予定が具体的に整備されているか。	5
			業務の責任者として対応可能な専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。	5
2	システム 実装	スケジュールおよび計画	作業工程及び日程が、現実性・妥当性のある提案であるか。想定リスクやその解決方法について検討されたスケジュールとなっているか。	5
			システム実装時の職員負担軽減の対策について提案されているか。	5
			本町と提案事業者との役割分担等がわかるような提案となっているか。	5
		セキュリティ対策	システム実装時・運用時を通して講じるセキュリティ対策の仕組みや運用について、システムの運用面でのセキュリティ対策（脆弱性対応・ウイルス対策など）、人の運用面でのセキュリティ対策（個人情報保護など）について提案されているか。	10
操作性及び利便性向上の工夫	要件が本町の想定する仕様に沿い、かつ利用者の操作性及び利便性の向上について工夫がなされているか。	10		
3	システム 運用・保 守	サポート体制	業務運用に対するサポート体制は十分か。また、操作マニュアル等わかりやすい資料の提供見込があるか。	5
		安全性・安定性	本番稼働後のシステム保守について、障害に対応できる体制や環境になっているか。継続可能なサービスの提供が実現できるか。	10
		拡張性	システム実装後に運用方法の変更があった場合に設定調整等により対応できる仕様となっているか。	5
4	誘客促進	集客力	本町のコンテンツを活かし、誘客につながる魅力的な企画が提案されているか。	10
		情報発信	システム等を活用した効果的な情報発信が提案されているか。	5
		登録者の獲得	イベント及び情報発信によるアプリ登録者の獲得が提案されているか。	10
5	価格	価格の妥当性	提案内容に対して、システム実装費及び実証実験に係る見積額は妥当か。	10
合計				100